

食安輸発0110第1号
平成26年1月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産パプリカ及びミニトマトの検査命令免除業者の変更)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年12月25日付け食安輸発1225第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、登録輸出業者について住所変更の連絡があったことから、同通知の別表20を別紙1のとおりとし、別表21を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。